

< 検討対象 >

- ・まずは、乳幼児健診 ⇒ 法定健診（1歳6か月・3歳）及び、市町村での実施率の高い3～4か月健診
- ・その後、妊婦健診を検討

1. 現状・課題

標準化された様式がない

- ・妊婦健診、乳幼児健診については省令、告示、通知等で実施内容を定めている。
- ・しかし、健診項目や記載方法について、標準化されておらず、市町村によって健診項目や記載方法が異なる。

紙媒体による情報管理が主体

- ・受診状況等の一部の項目については電子的に情報管理がされているが、結果等健診の情報を紙台帳で管理している場合が多い。

健診情報を効果的・効率的に管理・活用する仕組みが整っておらず、一元的な閲覧や必要な情報の引継ができない。

電子的に管理されるべき情報について様式を標準化することが必要

2. 論点

1. 市町村が電子的に記録する情報について

○主な活用目的について

- ①子どもの健康履歴を、本人又は保護者が一元的に閲覧し、自らの健康を管理すること。
- ②自治体が継続的に効率的・効果的な行政事務や保健指導を行うために把握し、引き継ぐこと。

等

○健診項目や記載方法について

- ①電子化にふさわしい標準的な様式
- ②①のうち、自治体が必ず入力する項目（その他は入力することが望ましい項目）

等

2. 電子的記録の管理・活用について

○健康履歴の一元的な閲覧について

（例）マイナポータルの活用。

3. 電子的記録の連携のあり方について

○自治体間の連携について

○学校保健・18歳以降の健康履歴との連携

⇒どのような連携が可能か。

電子的記録様式（最低限の項目含む）の策定